

中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会における 会議の公開に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会運営規程第10条の規定に基づき、中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会における会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第3条 議事概要の公開は、事前に委員長の了解を得たうえで行うものとする。ただし、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、第2条第1項のただし書に該当すると認められる情報については公開しない。

(雑 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、公開に関して必要な事項は兵庫県福祉部児童家庭課が定める。

附 則

この規程は、令和7年10月20日から施行する。